

鶴田町公告第28号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月22日

平成29年9月26日 一部修正

鶴田町長 相川正光

記

1 競争入札に付する建設工事

- (1) 工事番号 鶴まち第5号
- (2) 工事名 道の駅つるた施設増築・特産品直売所新築設備工事
- (3) 工事場所 北津軽郡鶴田町大字 境 地内
- (4) 工事期間 契約日の翌日から平成30年3月30日
- (5) 工事種別 電気機械設備工事
- (6) 工事概要 あるじゃ施設、大豆・米加工施設増築及び特産品直売所新築に係る電気機械設備工事
- (7) 予定価格 ￥ 68,790,000（税抜き） 【最低制限価格設定「有」】
- (8) 発注担当課 企画観光課まちづくり班

2 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 鶴田町財務規則（昭和40年鶴田町規則第1号。以下「財務規則」という。）第113条の規定により一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 平成29年度鶴田町建設業者等級名簿において、電気工事A等級に格付されていて、平成29年度指名競争入札参加資格審査申請書提出時又は最新の経営規模等評価結果通知における総合評定値が800点以上であること。
- (4) 鶴田町条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期限の日において、鶴田町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本工事に対応する資格を有する主任技術者、監理技術者、~~照査技術者等~~を配置できること。
- (6) 法の規定に基づく電気工事に係る特定建設業の許可を受け、契約締結予定日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に法の規定による経営事項審査を受けていること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がなされ、決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

(8) 西津軽郡、北津軽郡、五所川原市及びつがる市に本店を有すること。

### 3 入札参加申請

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各1部提出し、入札参加資格の審査を受けること。(様式は町ホームページよりダウンロードすること。)

- ① 申請書(第1号様式)
- ② 総合評定値通知書の写し
- ③ 配置予定技術者調書(第2号様式)
- ④ 施工実績調書(第3号様式)
- ⑤ その他町長は必要と認める書類

(2) 提出方法 総務課財務班(役場庁舎2階)へ持参すること。

(3) 提出期限 平成29年9月28日正午まで

(受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

(4) その他

申請書の審査結果については、申請者に対して 平成29年9月29日までにFAX又は電子メールで通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた方は、その決定に不服があるときは不服申立てができる。

### 4 設計図書の縦覧等

(1) 設計図書は町ホームページに掲載するので、平成29年9月29日までにダウンロードのうえ縦覧すること。(必要に応じて総務課財務班で貸与する。)

(2) 設計図書に対して質疑がある場合は、平成29年9月29日午後5時までに総務課財務班へFAX(0173-22-6007)で提出又は持参すること。

質疑に対する回答は、町ホームページの「質疑応答」に掲載する。

### 5 入札方法等

(1) 入札書等 様式は町ホームページよりダウンロードすること。

(2) 郵送方法 入札書等は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送で提出すること。(これ以外の方法によるものは、無効とする。)

(3) 到着期限 平成29年10月6日必着

(4) あて先 〒038-3595

鶴田郵便局留 鶴田町総務課財務班 行

(記載方法は町ホームページの封筒記載例によること。)

(5) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいない場合は不調とする。

(6) 財務規則第116条に規定する入札者心得書を遵守すること。

### 6 保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
  - ア 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ 過去2年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 7 入札書・工事費内訳書の記載方法

### (1) 入札書

入札書の日付は、入札日を記入すること。（郵便局に出す日ではないので注意すること。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 工事費内訳書

入札金額の根拠となった工事費等を記入すること。（入札書の内容と工事費内訳書の金額が一致しない場合、計算誤りがある場合は、無効とする。）

## 8 開札及び立ち会い

(1) 日時 平成29年10月10日 10時00分

(2) 場所 鶴田町役場 国際交流会館2階 202会議室

(3) 開札にあたり、入札参加資格者の中から2名を立会人として選任し、入札立会依頼書により立会いを依頼するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

依頼された立会人が入札に立会いけない場合は、入札立会人委任状を提出し、代理人を立ち合わせる。

立会人又は代理人が開札時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員を立ち合わせるものとする。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 本公告で示した入札書等の到着期限を過ぎた入札

- (3) 同一の封筒に2枚以上の入札者を入れた者の入札
- (4) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (5) 入札書等が郵送された封筒記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）と入札書等の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札
- (6) 指定する様式以外の入札書等による入札
- (7) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札

## 10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設定している場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人又は代理人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者には、開札終了後、電話により落札した旨を通知する（落札者が立会人又は代理人として当該入札に参加している場合を除く。）。
- (4) 入札結果は、町ホームページ、総務課閲覧場所で公表する。

## 11 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに契約担当課（総務課財務班）にて契約の手続きをすること。
- (2) 契約締結までの間において、落札者が町の指名停止措置を受けた場合又は入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

## 12 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 本公告に関する問い合わせは、総務課財務班まで電話により行うこと。  
電話：0173-22-2111（内線276）